

## 受動喫煙について

健康増進法の一部が改正となり、2020年4月1日より、受動喫煙防止対策が義務化され、非喫煙者が望まない受動喫煙を防止することが義務化されました。これに伴い、公共施設や公共交通機関は原則屋内禁煙となりましたが、100%ではありません。今回の法改正内容について、多くの方に知っていただくため、ポイントを絞って説明します。

### 【法改正の目的】

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

### 【改正法のポイント】

- ①屋内は原則禁煙
- ②屋内で喫煙可能な各種喫煙室あり

法改正に伴い、原則屋内禁煙ですが、基準を満たした喫煙室のみ喫煙が可能です。設置可能な喫煙室は、事業者の分類で異なるため、設置を検討する場合はよく確認しましょう



**原則屋内禁煙！**  
(基準を満たした専用室のみ喫煙可)



**敷地内禁煙！**  
(屋外に喫煙場所設置可)



**原則屋内禁煙！**  
(基準を満たした専用室のみ喫煙可)

- ③たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準
- ④既存特定飲食提供施設の考え方
- ⑤事業者への財政・税制支援
- ⑥喫煙室への標識の掲示義務

#### 施設内の各種喫煙室の標識

各種喫煙室には設備に応じて下記の標識の掲示が必要となります。



喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室



喫煙目的室



喫煙可能室

### ⑦20歳未満の方は、喫煙エリアへは立ち入り禁止に

※喫煙目的でなくても20歳未満は入出出来ません。

- ⑧喫煙設備のある施設における従業員への対策
- ⑨義務違反時の指導・命令・罰則の適用



受動喫煙を防止するため、皆で対策を実施・推進することが求められています。たばこの煙から健康を守るために、「なくそう！望まない受動喫煙」を一人一人が意識しましょう。

参考:「なくそう！望まない受動喫煙」web サイト



作成：宇都宮地区T H P推進協議会（令和5年5月）